

安心な老後としあわせの家族信託セミナー2018

参加費不要

「家族信託」で備える老後の暮らしと相続対策

【セミナー概要】

最新の相続対策として注目の「家族信託」。「家族信託」のいろはから具体的な活用方法まで、事例を交えて女性司法書士がわかりやすくお話いたします。

- 母が介護施設に入所しています。介護費用が足りなくなったら実家を売る予定ですが、
名義人である母が認知症になったら実家が売れなくなると聞きました。「家族信託」で対策ができますか？
- 私の財産は、まず妻に譲って、妻が亡くなったら面倒を見てくれる長男に譲りたいと考えてます。
「遺言」では、このような2段階の取り決めが出来ないと聞きました。
「家族信託」を用いれば、2段階の取り決めができると聞きましたが、本当ですか？
- 相続人が認知症の場合、遺産の分割（＝遺産分割協議書の作成）が出来ないと聞きました。
「家族信託」で対策ができますか？ など



講師：司法書士事務所ともえみ

代表司法書士 山口 良里子(やまぐち よりこ)先生

【プロフィール】

平成11年司法書士試験合格。平成17年現在の事務所開設後は、一貫して「お客様の笑顔に全力を尽くす」ことをモットーとし、身近な暮らしの法律家として、年間200件を超える相続・遺言・後見の相談を受ける。

平成29年、実家の両親の面倒を見る「長女」として、自らの父親と家族信託の契約を結ぶ。司法書士・家族信託受益者の双方の視点からの提案力は高く、依頼者からの信頼も厚い。不動産活用・税務・心理面を総合的に判断する実践的な問題解決が得意。

平成21年大阪市きらめき企業賞受賞。(社)家族信託普及協会認定 家族信託専門士

日時

2018年3月7日(水) 13:30～15:30(受付開始13:00)

会場

大阪第一生命ビル 16階 162会議室
大阪市北区梅田1-8-17(裏面の会場案内をご覧ください)

C17-518-0041(2018.1.23)

切り取り線

2018/3/7「家族信託セミナー」参加申込書

■ご芳名	フリガナ				■ご同伴者					
	生年月日	年	月	日		男・女	生年月日	年	月	日
■ご住所					■ご連絡先	TEL				
■申込内容	次のいずれかに○をつけてください。 A. セミナーのみ申込 B. セミナー・個別相談サービスの両方申込 ●個別相談をご希望の場合は、相談内容もご選択ください。 ①家族信託 ②相続・遺言 ③資産運用 ④介護の備え ⑤その他()									

記入者以外の方の情報は、必ずご本人の同意・承諾を得たうえでご記入ください。

当社では、ご記入いただきました内容を以下の業務などに活用いたします。

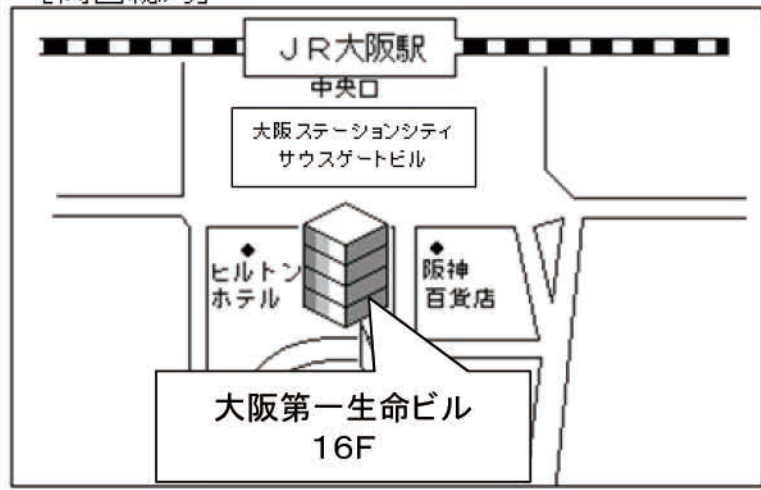
●関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供

●当社業務に関する情報提供・運営管理

※各種商品・サービスの詳細は、当社ホームページ (<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>) でご覧いただけます。

<会場案内>

[関西総局]



<お問合せ先>

第一生命保険株式会社
FPコンサルティング部(関西)

大阪市北区梅田1-8-17

JR大阪駅・地下鉄/阪急/阪神各線梅田駅より徒歩5分

Tel : 050-3780-1056

(月～金 9:00～17:00 <祝日を除く>)

担当 : 山城・小川

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

<お申込方法>

参加ご希望の方は、参加申込書に必要事項を記入のうえ、以下いずれかの方法でお申込ください。

①弊社担当者に申込書をご提出ください。

②申込書を同封の封筒にてご返送ください。

ご家族、ご友人とご同伴いただいても構いません。

(同伴者がいらっしゃる場合は、申込書にご同伴者のお名前をご記入ください。)

お申込み多数の場合、先着20名様までとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

参加申込締切：2018年2月28日(水)

(注)万一、定員オーバーにつきご参加いただけない場合には、上記締切日以降に弊社よりご連絡いたします。

講師による個別相談のご案内

後日個別相談サービスも併せて実施いたします。(初回無料)

個別相談サービスを希望される方は、申込書欄の「B.セミナー・個別相談サービスの両方申込」に○をお付けください。

ご相談の日時につきましては、弊社ファイナンシャルプランナーが調整させていただきます。

このお知らせは、2017年10月1日時点のお客さま情報にもとづき、送付しております。



お届けしたのは…

第一生命保険株式会社
FPコンサルティング部 (関西)

〒530-0001

大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビル17F

TEL 050-3780-1056

(9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く)